

第6章 労使関係・労働相談

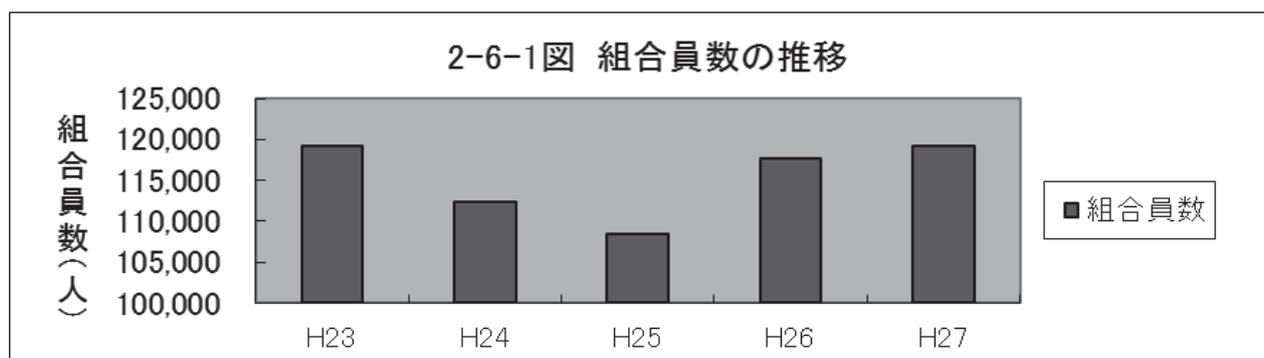
397 労組、119,146 人

神奈川県かながわ労働センター川崎支所の資料から

神奈川県かながわ労働センター川崎支所の調査結果によると、平成 27 (2015) 年 6 月 30 日現在、市内の労働組合員数は 119,146 人となっている。

1 労働組合の組織状況

- ① 平成 27 (2015) 年度の労働組合数は、前年度比 6 組合減少し、397 組合となっている。(2-6-2 表)
- ② 労働組合員数をみると前年度と比べて、1,401 人 (1.2%) 増の 119,146 人となっている。(2-6-2 表)
- ③ 男女別にみると、前年度と比べて、男性組合員は 1,415 人の増加、女性は 14 人の減少となっている。また、男女別割合では依然として男性が約 8 割を占めている。(2-6-2 表)
- ④ 産業別にみると、組合数では「製造業」の 124 組合が最も多く、次いで「運輸業、郵便業」の 100 組合となっている。組合員数では「製造業」56,473 人で全体の 47.4% を占めており、次いで「建設業」の 13,076 人、「情報通信業」の 9,532 人の順となっている。(2-6-3 表)
- ⑤ 企業規模別にみると、1,000 人以上の規模が 155 組合、74,103 人で、組合数全体の 39.0%、組合員数の 62.2% を占めている。(2-6-3 表)



資料出所: 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-2 表 労働組合・組合員数の推移

(各年 6 月末現在)

区分	組合数		組合員数					
	実数	前年比	実数	前年比	うち男性		うち女性	
					構成比	構成比	構成比	構成比
H23 (2011) 年度	410	0.0	119,115	▲2.9	93,405	78.4	25,710	21.6
H24 (2012) 年度	400	▲2.4	112,395	▲5.6	88,211	78.5	24,184	21.5
H25 (2013) 年度	399	▲0.3	108,508	▲3.5	84,670	78.0	23,838	22.0
H26 (2014) 年度	403	1.0	117,745	8.5	92,489	78.6	25,256	21.4
H27 (2015) 年度	397	▲1.5	119,146	1.2	93,904	78.8	25,242	21.2

資料出所: 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-3表 産業別・企業規模別労働組合数・組合員数

(H27(2015)年6月末現在)

区 分	組合数		組合員数		うち男性 人	うち女性 人	平成26 (2014)年 組合数 組	
	実数	構成比	実数	構成比				
単 位	組	%	人	%	人	人	組	
産 業 別	建設業	21	5.3	13,076	11.0	12,388	688	21
	製造業	124	31.2	56,473	47.4	48,779	7,694	127
	電気・ガス・水道業	8	2.0	1,780	1.5	1,519	261	8
	情報通信業	12	3.0	9,532	8.0	7,910	1,622	11
	運輸業、郵便業	100	25.2	7,320	6.1	6,640	680	100
	卸売業、小売業	31	7.8	6,019	5.1	2,619	3,400	33
	金融業、保険業	11	2.8	2,739	2.3	1,031	1,708	12
	不動産業、物品賃貸業	4	1.0	320	0.3	188	132	4
	学術研究、専門・技術サービス業	13	3.3	2,793	2.3	2,145	648	13
	宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	4	1.0	383	0.3	205	178	3
	教育、学習支援業	12	3.0	4,128	3.5	2,060	2,068	12
	医療、福祉	23	5.8	1,738	1.5	440	1,298	25
	複合サービス事業	6	1.5	2,357	2.0	1,879	478	4
	サービス業	10	2.5	679	0.6	541	138	11
	公 務	11	2.8	8,788	7.4	4,714	4,074	11
分類不能	7	1.8	1,021	0.9	846	175	8	
企 業 別 規 模	29人以下	12	3.0	105	0.1	85	20	12
	30～99人	39	9.8	1,091	0.9	992	99	41
	100～299人	75	18.9	5,059	4.2	4,373	686	77
	300～499人	39	9.8	3,759	3.2	3,142	617	37
	500～999人	30	7.6	7,772	6.5	6,021	1,751	29
	1,000人以上	155	39.0	74,103	62.2	59,081	15,022	157
	その他	27	6.8	13,366	11.2	12,585	781	29
	国公営	20	5.0	13,891	11.7	7,625	6,266	21
H27(2015)年度 総計	397	-	119,146	-	93,904	25,242	403	

注:「X」は特定の組合情勢が判明される恐れがあるため公表できないもの。ただし、全体の数値の中には含まれている。
資料出所: 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-4表 企業規模別パートタイム労働者の組織状況

(H27(2015)年6月末現在)

区 分	組合数		組合員数		うち男性 (人)	うち女性 (人)	平成26 (2014)年 組合数
	実数(組)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)			
企 業 別 規 模	29人以下	-	-	-	-	-	-
	30～99人	X	-	X	-	X	X
	100～299人	4	8.3	68	1.5	20	48
	300～499人	X	-	X	-	X	X
	500～999人	5	10.4	105	2.3	53	52
	1,000人以上	30	62.5	4,162	92.8	1,158	3,004
	その他	3	6.3	46	1.0	3	43
	国公営	4	8.3	45	1.0	40	5
H27(2015)年度 総計	48	-	4,484	-	1,288	3,196	48

注:「X」は特定の組合情勢が判明される恐れがあるため公表できないもの。ただし、全体の数値の中には含まれている。
資料出所: 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

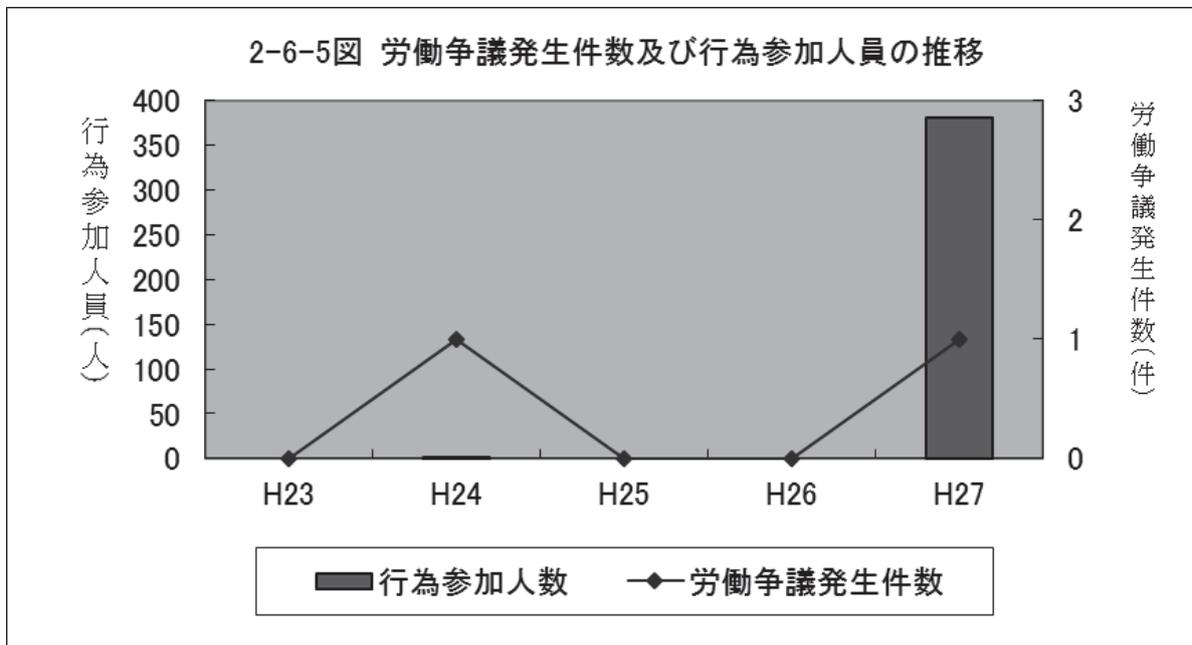
労働争議の発生件数は1件
市内の労働争議発生状況

平成 27（2015）年度の市内労働争議発生件数は1件であった。

2 労働争議発生状況

(1)労働争議発生件数・参加人員

- ① 市内の労働争議発生件数は、平成 27（2015）年度は1件で、平成 24（2012）年度以来の発生となった。（2-6-7 表）
- ② 行為参加人員は380名であった。（2-6-7 表）



資料出所：神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-6 表 川崎市内の要求項目別労働争議発生件数 (単位:件)

区分	H23	H24	H25	H26	H27
賃上げ要求	—	—	—	—	1
一時金要求	—	1	—	—	—
反合理化、統一行動、 労働時間短縮	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	—	1	—	—	1

資料出所：神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-7表 川崎市内の労働争議発生組合数、行為参加人員等の推移

区 分 (単位)	H20 (2008) 年度	H21 (2009) 年度	H22 (2010) 年度	H23 (2011) 年度	H24 (2012) 年度	H25 (2013) 年度	H26 (2014) 年度	H27 (2015) 年度
組合数 (組)	2	1	-	-	1	-	-	1
行為参加人員 (人)	328	2	-	-	1	-	-	380
半日以上の罷業日数 (日)	-	-	-	-	-	-	-	1
労働損失日数 (日)	-	-	-	-	-	-	-	380
半日未満の罷業日数 (日)	2	1	-	-	1	-	-	-
時間外拒否 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-
怠業日数 (日)	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-8表 川崎市内の産業別・規模別労働争議発生状況

区 分	組合数	行為参加 人員	半日以上の 罷業日数	労働損失 日数	半日未満の 罷業日数	時間外 拒否	怠業 日数	その他
産業別	建設業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・水道	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業	1	380	1	380	-	-	-
	卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-
	飲食店、宿泊業	-	-	-	-	-	-	-
	医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-
	複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-
	公 務	-	-	-	-	-	-	-
	分類不能	-	-	-	-	-	-	-
規模別	29人以下	-	-	-	-	-	-	-
	30～99人	-	-	-	-	-	-	-
	100～299人	-	-	-	-	-	-	-
	300～499人	-	-	-	-	-	-	-
	500～999人	1	380	1	380	-	-	-
	1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-
H27 (2015) 年度 総計	1	380	1	380	-	-	-	
H26 (2014) 年度 総計	-	-	-	-	-	-	-	
H25 (2013) 年度 総計	-	-	-	-	-	-	-	
H24 (2012) 年度 総計	1	1	-	-	1	-	-	
H23 (2011) 年度 総計	-	-	-	-	-	-	-	

資料出所:神奈川県かながわ労働センター川崎支所

不当労働行為の審査は全県で 79 件 神奈川県労働委員会年報から

平成 27 (2015) 年(1 月～12 月)の神奈川県全体の労働争議調整件数は、新規取扱件数 22 件、前年からの繰越件数 6 件の合計 28 件である。

不当労働行為の新規取扱件数は 35 件、前年からの繰越件数 44 件の合計 79 件であった。

3 神奈川県労働委員会の活動

(1)労働争議の調整

- ① 係属件数は 28 件で、前年に比べて 2 件減少している。うち新規取扱件数は 22 件で調整区分はすべて斡旋である。(2-6-9 表)
- ② 開始手続きは、22 件のうち 18 件が「組合側の申請」で、4 件は「使用者側の申請」となっている。(2-6-9 表)
- ③ 産業別にみると、「建設・卸・小売・公務他」で 12 件、「運輸業、郵便業」及び「教育、学習支援業」でそれぞれ 3 件、「製造業」及び「サービス業」でそれぞれ 2 件となっている。(2-6-9 表)
- ④ 調整事項は 28 件中「経済的事項」は 8 件で、うち「給与以外の労働条件」が 5 件、「非経済的事項」は 18 件で、うち「経営人事」が 10 件となっている。(2-6-9 表)
- ⑤ 処理状況は「解決」11 件、「不調・打ち切り」7 件、「取下げ」3 件、「翌年への繰越」が 7 件であった。(以上はすべて全県分) (2-6-9 表)
- ⑥ 年報で市町村が非公表のため、川崎市内分は不明である。

(2)不当労働行為の審査

- ① 新規取扱件数は 35 件で、前年に比べて 4 件減少となっており、35 件のすべてが「組合」の申立てである。(2-6-10 表)
- ② 産業別では、「その他」が 22 件、「運輸業、郵便業」7 件、「製造業」5 件、「教育、学習支援業」が 1 件となっている。(2-6-10 表)
- ③ 処理状況は 79 件中 30 件が終結し、49 件が翌年への繰越となった。終結の内訳は「和解・取下げ」が 23 件、「命令・決定」が 7 件である。(すべて全県分) (2-6-10 表)。
- ④ 川崎市内分は 2-6-11 表のとおり、0 件となっている。

(3)再審査事件

川崎市内分は 2-6-12 表のとおり、5 件となっている。

(4)行政訴訟

川崎市内分は 2-6-13 表のとおり、1 件となっている。

2-6-9表 神奈川県労働委員会の労働争議の調整<県内全体 1月～12月> (単位:件)

区分		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	
係属件数	新規取扱件数 ※	22	16	28	24	22	
	開始申請者	組合	21	16	27	24	18
		使用者	1	-	1	-	4
		双方	-	-	-	-	-
		職権	-	-	-	-	-
	産業別	製造業	4	3	6	2	2
		運輸業、郵便業	5	3	5	3	3
教育、学習支援業		-	2	3	2	3	
サービス業		5	3	7	4	2	
建設・卸・小売・公務他		8	5	7	13	12	
前年からの繰越		3	3	-	6	6	
合計		25	19	28	30	28	
終結件数	解決	13	12	13	15	11	
	不調・打ち切り	6	7	5	8	7	
	取下げ	3	-	4	1	3	
	合計	22	19	22	24	21	
翌年へ繰越		3	-	6	6	7	
調整事項合計		29	21	44	32	28	
経済的事項	賃金等	賃金増額	1	-	1	1	-
		一時金	1	1	2	-	1
		諸手当	3	1	-	4	1
		その他賃金関係	1	1	4	7	1
		退職一時金・年金	1	-	-	2	-
		解雇・休業手当	1	-	-	1	-
	給与以外の労働条件	1	1	2	1	5	
小計		9	4	9	16	8	
非経済的事項	経営人事	事業休廃止・縮小	-	-	1	-	-
		人員整理	-	-	-	1	-
		配置転換	1	1	3	-	-
		解雇	5	5	9	7	6
		その他の経営人事	-	2	3	-	4
	団交促進		7	2	4	1	2
	組合承認・同活動		3	5	9	4	5
その他		3	2	5	1	1	
小計		19	17	34	14	18	
労働協約	協約締結・同改定		-	-	-	-	-
	協約効力・解釈履行		1	-	1	2	2
	小計		1	-	1	2	2

注1:一件で複数の調整項目があるので、調整事項合計と取扱い件数は一致しない。

注2:※すべて「あっせん」。

注3:仲裁は昭和45(1970)年以降なし、調停は昭和61(1986)年以降なし。

資料出所:平成27年「神奈川県労働委員会年報」

2-6-10表 神奈川県労働委員会の不当労働行為の審査<県内全体 1月～12月> (単位:件)

区 分		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	
係属 件数	新規取扱件数	39	42	42	39	35	
	申立人別	組合	36	41	40	38	35
		個人	1	-	-	-	-
		組合・個人	2	1	2	1	-
	産 業 別	製造業	6	14	13	9	5
		運輸業、郵便業	4	4	2	7	7
		教育、学習支援業	3	4	3	4	1
その他		26	20	24	19	22	
労組法第7条 該当号別	第1号関係 ※	15	16	16	14	13	
	第2号関係 ※	33	34	35	33	29	
	第3号関係 ※	28	21	16	20	18	
	第4号関係 ※	-	1	1	1	1	
前年からの繰越件数		25	34	46	52	44	
合 計		64	76	88	91	79	
終結 件数	命 令 ・ 決 定	全部救済	3	3	5	3	2
		一部救済	3	3	6	4	5
		棄却	1	-	2	3	-
		却下	-	-	-	-	-
	小 計		7	6	13	10	7
	和 解 ・ 取 下 げ	関与和解	21	20	23	31	20
		無関与和解	1	3	-	4	-
取下げ		1	1	-	2	3	
小 計		23	24	23	37	23	
移 送		-	-	-	-	-	
終 結 計		30	30	36	47	30	
終 結 率		47%	39%	41%	52%	38%	
翌年度への繰越		34	46	52	44	49	

注1: 終結率=終結件数÷係属件数×100%

注2: ※労組法第7条該当号別件数は、内訳中の該当号別件数を1号ないし4号に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

注3: ※労組法第7条第1号関係: 不利益取扱い
(ア)賃金・一時金・昇給等の差別 (イ)解雇(含解雇予告) (ウ)懲戒処分
(エ)出向、配転等 (オ)仕事の差別等 (カ)その他

注4: ※労組法第7条第2号関係: 団体交渉拒否

注5: ※労組法第7条第3号関係: 支配介入

(ア)不利益取扱いによる組合弱体化等 (イ)労働協約の無視、慣行の無視等 (ウ)ひぼう・中傷
(エ)組合脱退工作、組合加入妨害等 (オ)組合掲示物の掲示、ビラ配布妨害等 (カ)その他

注6: 労組法第7条第4号関係: 申立等に伴う不利益取扱い

資料出所: 平成27年「神奈川県労働委員会年報」

2-6-11表 平成27(2015)年 不当労働行為事件(終結分) 一川崎市内分一

申立年月日	事件名	申立人	被申立人	請求する 救済内容	終結年月・内容
—	—	—	—	—	—

資料出所:平成27年「神奈川県労働委員会年報」 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-12表 平成27(2015)年 再審査申立事件 一川崎市内分一

申立年月日	事件名	申立人	第7条 該当号	終結月日	終結事由	労働委員会	
						終結事由	終結月日
25. 12. 27	労働者健康福祉機構等	使	2・3	27. 1. 8	和解認定	一部救済	25. 12. 19
26. 1. 6	労働者健康福祉機構等	労	2・3	27. 1. 8	和解認定	一部救済	25. 12. 19
26. 4. 7	日本開閉器工業	労	3・4	27. 7. 6	和解認定	一部救済	26. 3. 25
26. 4. 9	日本開閉器工業	使	3・4	27. 7. 6	和解認定	一部救済	26. 3. 25
27. 10. 13	あかつき歯科	使	2	—	—	全部救済	27. 9. 29

資料出所:平成27年「神奈川県労働委員会年報」 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

2-6-13表 平成27(2015)年 再審関係行政訴訟事件 一川崎市内分一

事 件	初審(労委)	東京地裁	東京高裁	最 高 裁
ひまわりの 会	25. 3. 12 全部救済	27. 11. 27 請求棄却	—	—

資料出所:平成27年「神奈川県労働委員会年報」 神奈川県かながわ労働センター川崎支所

「労働条件」に関する相談が多い
平成 27（2015）年度の労働相談の状況

労働雇用部・中原区役所で実施した労働相談の相談件数は 1,295 件
街頭労働相談会（市内 4 か所、計 6 日）の相談件数は 627 件
弁護士労働相談会（毎月 1 回、計 12 日）の相談件数は 109 件

4 市内の労働相談の状況

- ① 平成 27(2015)年度に川崎市で実施した労働相談の件数は 2,031 件で、そのうち労働時間や休暇等の「労働条件」が 672 件、「雇用」が 167 件、「賃金未払」が 142 件、「解雇」が 128 件、「健保・年金」が 125 件などとなっており、前年度と比べると、全体では 541 件減少した。（2-6-14 表）
- ② 街頭労働相談会は、各種労働問題を抱えた勤労市民の立場にたち、相談者の便宜を図るため、直接的・即応的に対応できるよう駅周辺の立ち寄りやすい場所で相談会を開催し、併せて労働法などの資料配付により労働問題を未然に防止できるよう啓発することを目的として実施している。

また、平成 23 年度から労働問題に関する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じる弁護士労働相談会を毎月開催している。いずれも、神奈川県かながわ労働センター川崎支所との共催による実施である。

※平成 27(2015)年度実績

街頭労働相談会:市内 4 か所、計 6 日(JR 登戸駅多摩川口 1 日、JR 武蔵溝ノ口駅南北自由通路 2 日、フレルさぎ沼 2 日、川崎ルフロン 1 日)

弁護士労働相談会:毎月 1 回、計 12 日(かながわ労働センター川崎支所 12 日)

2-6-14 表 市内労働相談件数の推移

区 分	健保 年金	労働 条件	賃金 未払	退職金	労災 通災	解雇	雇用	雇用 保険	その他	件数 計
平成 25 (2013) 年度	123	477	216	74	68	122	303	115	572	2,070
うち相談員労働相談	81	199	109	28	46	63	28	95	373	1,022
うち街頭労働相談	42	248	88	34	20	34	274	17	178	935
うち弁護士労働相談	0	30	19	12	2	25	1	3	21	113
平成 26 (2014) 年度	127	704	275	76	79	159	329	127	696	2,572
うち相談員労働相談	88	302	121	22	54	113	50	92	392	1,234
うち街頭労働相談	38	371	135	41	25	27	276	32	277	1,222
うち弁護士労働相談	1	31	19	13	0	19	3	3	27	116
平成 27 (2015) 年度	125	672	142	38	77	128	167	103	579	2,031
うち相談員労働相談	97	342	111	35	63	99	66	84	398	1,295
うち街頭労働相談	26	282	20	2	10	15	101	16	155	627
うち弁護士労働相談	2	48	11	1	4	14	0	3	26	109

真の「ゆとり・豊かさ」が実感できる社会の実現を
川崎労働者福祉協議会 第 32 回定期総会

川崎労働者福祉協議会（川崎労福協・舘 克則 会長）は、平成 28（2016）年 11 月 30 日に第 32 回定期総会を開催し、真の「ゆとり・豊かさ」が実感できる社会の実現をめざし、勤労市民の立場に立ち、諸活動の推進に全力で取り組むことを確認した。

5 地域労働団体の活動

(1) 川崎労福協

- ① 川崎労福協は「川崎の地域に密着した、きめ細かく、幅広い勤労者の福祉活動の推進」を目指して、昭和 60（1985）年に結成された。その後、福祉事業に対する社会的役割の高まりと地区活動の充実に応えるため、平成 8（1996）年にブロック労福協（川崎中央・大師・田島・幸・中原・北部）を発足し、相互に連携した活動を展開している。
- ② 川崎労福協の第 32 回定期総会が、平成 28（2016）年 11 月 30 日（水）に川崎市立労働会館で開催された。主催者を代表して舘会長より「ここ数年、労福協の運動が社会的問題に対して機能していると感じることがあります。例えば、『奨学金の貸与問題』について、数年前から中央労福協を発信源として行ってきた署名は 300 万名を超え、政府は給付型の支援について検討を始めたと聞いております。私たちの地道な活動が、うねりを起こす第一歩になっているのだと自信を持ちたいと思います。次に『介護』について、私たちは働く仲間の福祉団体として、誰もが仕事と介護を両立できる社会づくりを後押ししたいと考えています。また、中央労福協や県労福協とともに『フードバンク・フードドライブ』についての検討も進めたいと考えています。日本でも貧困層の著しい増大が懸念されているなか、川崎労福協として何ができるのかを皆さんと考えていきたいと思ひます。さらに、社会福祉の面では、『タオル 1 本運動』を積極的に展開した結果、2,592 本のタオルを寄付していただき、市内 35 か所の施設へ寄贈することができました。引き続き、皆さんの御協力をお願いいたします。」と挨拶があった。また、今総会において役員の変更が行われ、舘会長が退任し、新たに小原洋氏が会長に就任した。

【平成 29（2017）年度役員体制】

役職名	氏名	単組名	役職名	氏名	単組名
会長	小原 洋	東芝労働組合小向支部 MC分会	副会長	木村 敬介	エクサ労働組合
副会長	上野 智行	川崎市職員労働組合	〃	根本 裕之	三菱ふそう労働組合 本社支部
〃	山川 真一	JFEスチール京浜関連 労働組合協議会	〃	池田 好寿	富士通テレコムネットワークス 労働組合玉川支部
〃	舘 克則	川崎地域連合	〃	中村 淳一	中央労働金庫川崎支店
〃	田中 晴幸	日本ゼオン労働組合 川崎支部	〃	山崎剣士郎	全労済神奈川県本部
〃	錠内 広之	日本鋼管病院労働組合	事務局長	成田 仁	川崎労働者福祉協議会
〃	嶋 清和	川崎水道労働組合			

「働くことを軸とする安心社会」に向けて
川崎地域連合 第 26 回年次総会

日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合（川崎地域連合・綱島和彦議長）は、平成 28（2016）年 11 月 30 日に第 26 回年次総会を開き、すべての働く者が連帯でき、国民の共感を得ることができる運動を展開し、「働くことを軸とする安心社会」を実現することを確認した。

(2) 川崎地域連合

川崎地域連合の第 26 回年次総会が、平成 28（2016）年 11 月 30 日（水）に川崎市立労働会館で開催された。

主催者を代表して綱島議長から『人が一生懸命働く』ことには、生活資金を得る手段ということだけでなく、『生きる上での張り合いや喜びを感じる』、『困難を乗り越える達成感を味わう』など、大切な意味があります。しかしながら、働く環境の現実に目を向けると、ブラック企業、さまざまな格差、正規・非正規と呼称される労働の差別化など、看過できない問題があります。私たち労働組合にとって、組合員の雇用の確保、労働条件や職場環境の維持・改善といった、企業・職場レベルでの課題解決が重要であることに変わりはありませんが、社会の変化を自覚し、組合員だけの連帯にとどまらず、すべての働く者が連帯でき、国民の共感を得ることができる運動が求められています。川崎地域連合は、働く者や生活者の安心・安定を求め、『組織・人と人のつながり』に十分留意して、より多くの組織・組合員の運動・活動への参加に注力しながら、具体的な取組を展開してまいりたいと考えています。引き続き御理解と御尽力をお願い申し上げます。」と挨拶があった。

また、来賓として出席した三浦副市長から「川崎地域連合の皆様からは、働く者として、また生活者として、市政への提言を毎年いただいております。元気で持続可能な地域社会の形成に向けて、今後も一緒に取組を進めてまいりたいと考えています。」と挨拶があった。

【平成 29（2017）年度役員体制】

役職名	氏名	産別名	役職名	氏名	産別名
議長	綱島 和彦	基幹労連	副議長（地区議長）	野中 仁	情報労連
議長代行	門倉 慎児	神教協	〃	鈴木 千秋	基幹労連
副議長	藤吉誠一郎	J A M	〃	佐藤 庄信	基幹労連
〃	根本 裕之	自動車総連	〃	小山 國正	私鉄総連
〃	野坂 智也	自治労	〃	竹内 順哉	電機連合
事務局長	舘 克則	電機連合			

川崎労働組合総連合 第 27 回定期大会

川崎労働組合総連合（川崎労連・菅野明議長）は、平成 28（2016）年 10 月 16 日、第 27 回定期大会を開催した。

(3) 川崎労連

川崎労連は、平成 28（2016）年 10 月 16 日に川崎市立労働会館で第 27 回定期大会を開き、活動経過、運動方針、予算等を採択した。

【運動方針】

- ・組織の拡大強化と若手の人材育成
- ・平和と民主主義を守り憲法改悪を許さない運動
- ・労働者の闘いの前進
- ・国民・市民的課題での運動の前進
- ・政治を変える運動
- ・学習教育活動

【川崎労連平成 29（2017）年度役員体制】

役職名	氏名	出身労組
議長	菅野 明	川崎医療生協労組
副議長	大貫 春男	全川崎地域労組
〃	塚原 信介	年金者組合川崎支部協議会
〃	益田 修次	神奈川土建川崎支部協議会
事務局長	長島 進一	川崎労連

第 87 回メーデー

平成 28（2016）年 4 月 29 日、富士通スタジアム川崎において「第 87 回メーデー川崎地区大会」が開催された。

(4) メーデー

- ① 平成 28（2016）年 4 月 29 日、富士通スタジアム川崎において「第 87 回メーデー川崎地区大会」が開催され、80 団体 7,000 人（主催者発表）が参加した。今回のスローガンは「心をひとつに合わせ、暮らしの底上げを実現しよう！」と『働きやすく、住みよい街かわさき』の実現に向け、勤労者と市民の力を結集しよう！』の 2 本が掲げられた。

メーデー宣言では「私たちの力の源泉は、職場で額に汗を流し頑張っているすべての働く者の団結であり、『やるべきこと・できること』は、相互理解と信頼を深めて、すべての働く者が連帯でき、国民の共感を得る運動を展開することである。川崎の地に働くすべての者が集結し、地域から行動することで、『働くことを軸とする安心社会』を築いていく」と確認された。

- ② 平成 28（2016）年 5 月 1 日、富士見公園市民広場において「第 87 回川崎メーデー」が開催され、50 団体、1,000 人（主催者発表）が参加した。今回のスローガンは「働く者の団結で生活と権利を守り、平和と民主主義・中立の日本をめざそう」が掲げられた。